

平成 30 年

第 4 回可児市議会定例会議案

平成30年 9 月12日

目 次

議案第60号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	1
--------	-----------------------------------	---

議案第60号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月12日提出

可児市長 富田 成輝

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																																																															
<p>(手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第7号まで及び第12項から第14項までの事務を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	(略)			6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)		(4) (略)	(略)		(5) (略)	(略)		(6) (略)	(略)		(7) (略)	(略)		(8) (略)	(略)		(9) (略)	(略)	<p>(手数料の免除)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 官公署が請求したとき。ただし、別表第6項第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで並びに第12項から第14項までの事務を除く。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査</td> <td>1件につき 27,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	(略)			6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)		(4) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円		(5) (略)	(略)		(6) (略)	(略)		(7) (略)	(略)		(8) (略)	(略)		(9) (略)	(略)		(10) (略)	(略)
事務の区分		額																																																																
種類	内容																																																																	
(略)																																																																		
6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																																																
	(4) (略)	(略)																																																																
	(5) (略)	(略)																																																																
	(6) (略)	(略)																																																																
	(7) (略)	(略)																																																																
	(8) (略)	(略)																																																																
	(9) (略)	(略)																																																																
事務の区分		額																																																																
種類	内容																																																																	
(略)																																																																		
6	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(略)																																																																
	(4) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路の関係に係る制限の特例の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円																																																																
	(5) (略)	(略)																																																																
	(6) (略)	(略)																																																																
	(7) (略)	(略)																																																																
	(8) (略)	(略)																																																																
	(9) (略)	(略)																																																																
	(10) (略)	(略)																																																																

	(10) (略)			(11) (略)	
	(11) (略)			(12) (略)	
	(12) (略)			(13) (略)	
	(13) (略)			(14) (略)	
	(14) (略)			(15) (略)	
	(15) (略)			(16) (略)	
(略)			(略)		
備考 1～7 (略)			備考 1～7 (略)		

附 則
この条例は、平成30年9月25日から施行する。